

創立 35 周年 記念 報告会
特別講演要旨集

平成 22 年 12 月 6 日

財団法人 海洋生物環境研究所

特別講演講師プロフィール

清野聰子(せいのさとこ) 九州大学大学院工学研究院環境都市部門准教授

東京大学農学部水産学科卒業

同大学院総合文化研究科助教を経て現職

農学修士(水産学)・博士(工学)

日本水産学会水産環境保全委員会委員長

専門は、沿岸・流域環境保全学、水生生物学、生態工学。特に、漁場の開発と保全の調整、希少生物生息地の再生、地域住民や市民の沿岸管理への参加、水関係の環境計画や法制度。地域の知恵や科学を活かした海洋保護区を研究。

環境省海洋生物多様性保全戦略検討会委員、水産庁広域漁業調整委員会委員など。日本海洋学会環境科学賞、日本沿岸域学会出版文化賞、土木学会デザイン賞最優秀賞。

海洋における生物多様性

—生物多様性条約での日本の位置—

清野聰子（九州大学工学研究院環境都市部門）

＜生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）における海洋＞

生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）が、名古屋で2010年10月18-29日に開催された。「名古屋議定書」が採択され、「愛知目標」が合意された。

保護区の面積の数値目標が、2020年までに海域の10%（陸域は17%）とされた。さらに、海洋保護区の国際ネットワークを、2012年には形成する目標も確認された。

また漁業に関しては、このような国際会議を契機に、以前に比べて破壊的漁業や乱獲といった言葉がメディア含めて多用されるようになり、漁業の危機への関心が高まった。また、いわゆる自然保護活動への大義名分が日本で語られるようになったのも、静かな進展である。

国内の環境政策上、海洋の生物多様性をめぐる政策の進展や再構築のために、国内の状況が整いだして、2010年は天王山と目されていた。さらにCBD/COP10が日本開催となる千載一遇の時機を得て、国内の海洋環境政策の進展が見られた。

生物多様性に関する制度や事業は、計画論的で実効性に欠ける場合もあるが、論点整理や指針の役割はあり、合意形成が可能なケースでは有効性を発揮する。

国際会議の国内開催は、国内政策の前進の梃子となってきた。環境省は、生物多様性国家戦略のうち海洋分野について2010年7月より検討会を設置した。環境省所管の施策でも部局を超えてレビューが行われ、特に海洋保護区の条件の検討に着手した。

日本では「海洋保護区MPA」は海洋基本計画（2008年）で政策的に初登場した。日本政府内では設定の推進に努力する程度のニュアンスで、相応の進展度合であった。しかし、CBD/COP10では海洋保護区の問題が中心的課題の一つで

あり、国内政策の前進が必要であった。国際的な合意文書が策定される過程で、日本の産官学民の関係者が、国際的な議論に間近に接することが出来た。MPAについては文書のみでは、論点のニュアンスが不明な部分もあったが、直接的な議論は非常に重要であった。

＜具体例の重要性と地域・国内・国際のつながり＞

その際、特に重要なのが、①保護区の条件、②法制度、③設定後の管理、④開発計画など他との調整、⑤見守り支える地域社会の役割、であった。特に、地域の保全活動の重要性が強調された点は大きい。特に、2012年の国際ネットワーク形成に向けて、既に海外では動きがあり、優良事例 good practice の地域・海域での強化が行われている。ネットワークによって、各地域・海域の個別性を尊重しつつ、問題点は共有できる部分も多く、複数の事例の論拠をもって法制度や政策の形成に提案できる。

そこで想起されるのが、国内の地域ベースの環境保全や市民活動である。事例をもとに、COP10での議論と対応させて考える。

- ① 沿岸域管理：瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48(1973)年）の制定、地方自治体のネットワーク。各地の埋立反対運動、継続的な地域活動と幅広い裾野の形成。
- ② 国際会議開催地の地方自治体の拠点化：世界閉鎖性海域環境会議 EMECS を兵庫県が継承
- ③ 保護区の設定と管理の課題：瀬戸内国立公園（昭和 9(1934)年）日本最初の国立公園ながら埋立が大幅に進展。岡山県笠岡市のカブトガニ繁殖地の国指定天然記念物や保護施策が講じられたが地域個体群が絶滅、他地域からの再導入。
- ④ 保護区設定と活用：岡山県笠岡市白石島の自主的な禁漁区と海洋牧場。
- ⑤ 市民参加・沿岸域管理における合意形成：大分県中津干潟における協議会
- ⑥ 住民からの技術提案とモニタリング：青森県むつ市大畑町木野部海岸における漁村住民による海岸環境再生 など。

事例は、日本の近代化のなかでの試行錯誤、一種の社会実験である。国際条約の文書は大枠であり、中身を充実させるのは、これらの具体例の検証に基づ

く提案である。

＜民間機関の科学技術面からの貢献の期待＞

“生物多様性の社会での主流化”の中で、“多様な主体の参加”的重要性が増している。いわゆる産官学民の社会セクターのうち、産業関係の貢献が期待されている。日本では農業分野や生物多様性オフセットなどの議論が先行しているが、科学技術のハードな面での活躍は、本来日本の得意芸の領域なはずである。

また、国際的なリーダーシップをとるN G Oの中には、ロビー活動の科学的根拠や技術提案のレベル向上のため、民間技術者も多く参加している。日本では自然保护団体は資金的人材的基盤が弱く、篤志家や有志により支えられている草の根活動が中心となっている。一方、国際N G Oは、国境を超えたコンサルティングを行うネットワークをもちはじめ、国際的な取り決めへの影響力は多大なものとなっている。

今後、生物多様性と生態系サービスに関する「政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」の設置にともなう科学技術面の強化に、国内でもセクターを超えた緩やかな組織が必要と思われる。

たとえば、「環境アセスメント」は、今後は外洋・深海の開発の影響予測、保護区の設定、修復箇所の決定などで主要な領域である。「モニタリング」は気候変動への適応や対策に不可欠であり、新規データの取得以外にも、データ・マイニング（発掘・精製・活用）もビジネスにもつながる分野である。

COP10でもBON（生物多様性観測ネットワーク）が生態学分野を中心に議論された。グローバル、アジア、日本の諸スケールがあるが、特に、沿岸の環境アセスメント分野は最高度の貢献ができるはずである。

＜日本への期待＞

日本は、締約国会議の議長として決議の実行に責任をもっている。先導的な役割も当然ながら求められる。国際会議では、日本は最大級の資金を出すだけでプレゼンスを保て、口を出さないという時代は終わりにせねばならない。

特に、海洋・漁業関係は、遠洋漁業をめぐる国際問題の中、本年春の時点ではCOP10時の日本へのバッシングの可能性も言われていた。政府の努力もあつ

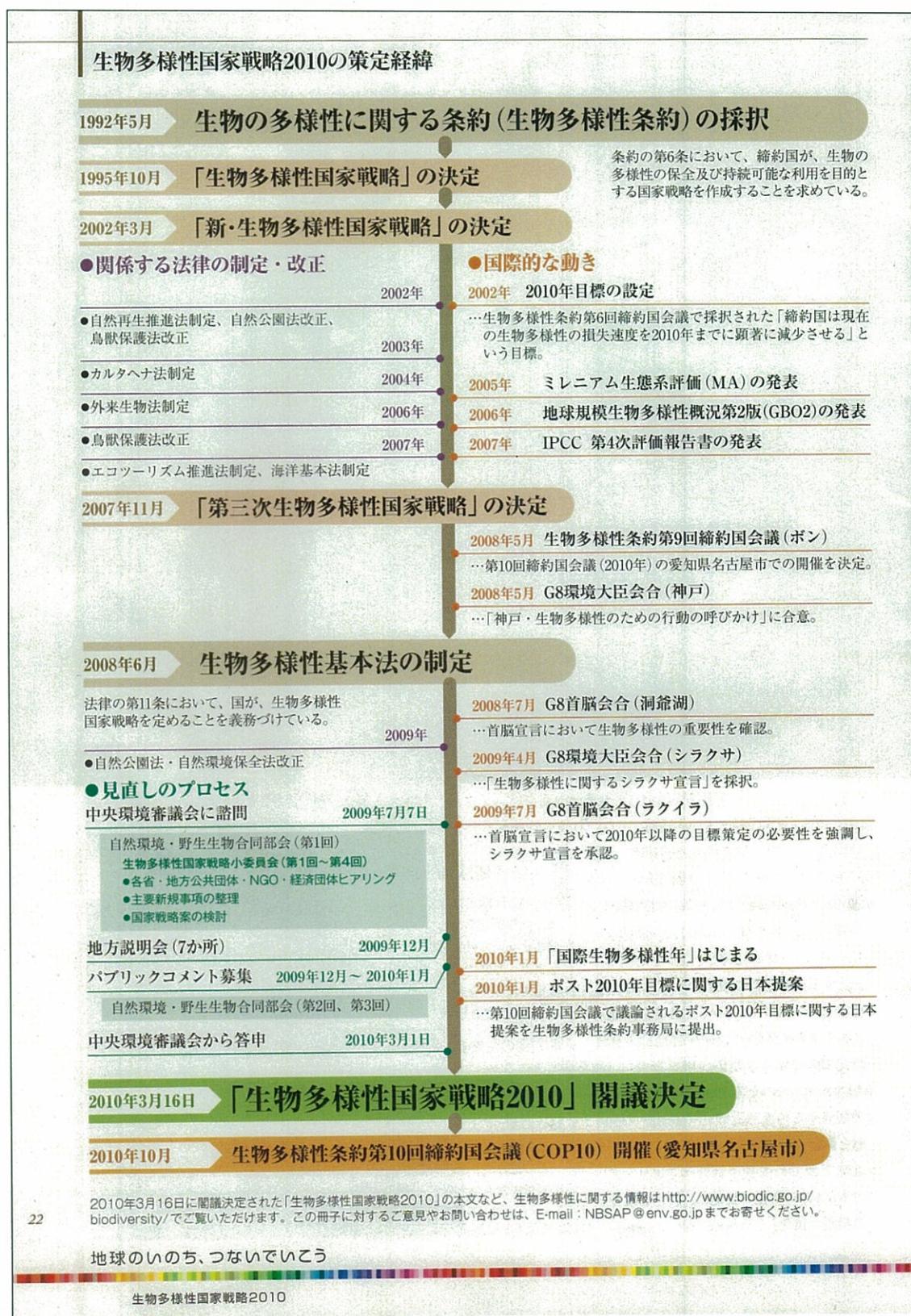
たと思うが、他のセクターの姿が、開催国の中の利を生かして伝えられたことも、目立った紛争が回避できた理由かもしれない。会議前・中を通じて、多くの海や湿地の環境保全にかかわる市民・研究者・団体が国際的な場で対話を行い、日本での自然保護の状況を発信し、会議場で多くのサイドイベント、ブース出展や交流が行われた。日本もいざこの国と同じように海洋の生物多様性にとって脅威は与え続けているが、しかし全体的にはそれを認識し、克服しようとしている姿は伝わったように思う。また、人間側の環境や保護にかかわる「価値観の多様性」もまた認め合いながら、対話で解決していくとする状況も国際会議の場で伝わったはずである。

「愛知目標」の原案は、まさに市民提案、経済界の合意、政府の公聴会やパブリックコメントを経て、セクターを超えてつくられた珍しい提案である。

CBD/COP11 は 2 年後にインドで開催される。その 2 か年の間に日本の特性の洗い出しや役割の絞り込みが急務である。

アジアの先進国で 1 世紀以上の開発と保全のせめぎあいのなかで培われた事例をもとにした、教訓 *lesson learned* と優良事例 *good practice* こそが、日本の最大の国際貢献であり、民間技術組織も大きな役割を果たすことが期待されている。

<資料1> 生物多様性の国際・国内政策（環境省資料）



<資料2> COP10 の決議のうち漁業、海洋関係

COP 10 Outcomes

Updating and revision of the Strategic Plan for the post-2010 period

Target 6: By 2020 all fish and invertebrate stocks and aquatic plants are managed and harvested sustainably, legally and applying ecosystem based approaches, so that overfishing is avoided, recovery plans and measures are in place for all depleted species, fisheries have no significant adverse impacts on threatened species and vulnerable ecosystems and the impacts of fisheries on stocks, species and ecosystems are within safe ecological limits.

Target 11: By 2020, at least 17 per cent of terrestrial and inland water, and 10 per cent of coastal and marine areas, especially areas of particular importance for biodiversity and ecosystem services, are conserved through effectively and equitably managed, ecologically representative and well connected systems of protected areas and other effective area-based conservation measures, and integrated into the wider landscape and seascapes.

創立 35 周年記念報告会特別講演要旨集

平成 22 年 12 月 6 日

財団法人 海洋生物環境研究所

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 347

藤和江戸川橋ビル 7 階

TEL 03-5225-1161

本書の無断複写・複製・転載を禁じます。